

公益社団法人東京生薬協会 定款

昭和28年 9月 3日	社団法人設立総会	昭和28年11月 2日	社団法人設立登記
昭和43年 3月25日	一部改正	昭和50年 9月16日	一部改正
昭和51年10月 9日	一部改正	平成 3年 7月 1日	一部改正
平成 9年 6月13日	一部改正	平成13年 1月26日	一部改正
平成19年 4月 2日	一部改正	平成19年 8月10日	一部改正
平成25年 4月 1日	公益法人 東京都認定		
平成26年 5月29日	公益法人 内閣府認定	平成28年 3月24日	一部改正
令和 2年 6月18日	一部改正		

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人東京生薬協会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、生薬、薬用植物等の普及振興に関する事業を行い、もって国民の健康と公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 生薬、薬用植物等の普及啓発に関わる事業
- (2) 生薬、薬用植物等の栽培・育成等に関わる事業
- (3) 生薬資源等の基原・品質・薬理等の調査研究に関わる事業
- (4) 生薬、薬用植物等に携わる人材の育成に関わる事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第 3 章 会 員

(法人の構成員)

第 5 条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正 会 員 この法人の事業に賛同して入会した個人又は団体（法

人)

(2) 賛助会員 この法人の事業に賛同して入会した地方自治体、公益法人、一般法人及び特定非営利活動法人

(3) サポーター この法人の事業をサポート（支援）する為に入会した個人

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第 6 条 この法人の正会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込むものとし、総会において定める入会及び退会規程に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、本人に通知するものとする。

2 この法人の賛助会員、サポーターになろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込むものとし、総会において定める入会及び退会規程に定める基準により、業務執行理事がその可否を決定し、本人に通知するものとする。

(経費の負担)

第 7 条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員になった時及び毎年、正会員は会費規程において定める会費を納入しなければならない。

2 賛助会員、サポーターは、会費規程に定める会費を納入しなければならない。

3 特別な支出に充てるため必要と認めるときは、特別会費の徴収を行うことがある。

4 会員が既に納入した入会金・会費その他の拠出金は、これを返還しない。

(任意退会)

第 8 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の納入義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 役員

(役員の設定)

第11条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上25名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち会長1名、副会長4名以内、専務理事1名以内、常務理事は7名以内とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第12条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事は個人である正会員又は団体である正会員の役員又は従業員より選出する。
- 3 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 4 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。監事についても同様とする。
- 5 この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また各監事は相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第13条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その業務執行に係わる職務を代行する
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。また会長及び副会長に事故あるとき又は会長及び副会長が欠けたときは、会長の業務執行に係わる職務を代行する
- 5 常務理事は、この法人の業務を分担執行する。また専務理事に事故あるとき又は欠けた時は、理事会が予め決定した順序によって、その職務を代行する。

- 6 会長、副会長、専務理事、常務理事及びそれ以外の業務を執行する理事の権限は理事会が別に定める職務権限規程による。
- 7 会長、副会長、専務理事、常務理事及び前項の業務を執行する理事は、毎事業年度に（4箇月を超える間隔で）2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

- 第14条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
 - 3 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をする恐れがあると認めるとき、又は、法令、定款に違反する事実、若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。
 - 4 その他法令上の権限を行使すること。

（役員任期）

- 第15条 理事、監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 3 理事又は監事は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員解任）

- 第16条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

（役員報酬等）

- 第17条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第5章 最高顧問、顧問及び相談役

（最高顧問、顧問及び相談役）

- 第18条 この法人に、任意の機関として最高顧問、顧問及び相談役を置くことができる。
- 2 最高顧問、顧問及び相談役は、理事会において選任する。
 - 3 最高顧問、顧問及び相談役は、次の職務を行う。

- (1) 会長の相談に応じること
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
- 4 最高顧問、顧問及び相談役の報酬は、無償とする。

第 6 章 総 会

(構 成)

第 19 条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権 限)

第 20 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額またはその規程
- (4) 定款の変更
- (5) 事業報告及び貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 入退会の基準ならびに会費及び入会金の金額
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 21 条 総会は定時総会及び臨時総会とする。

- 2 定時総会は、毎年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、理事会が必要とみとめたとき、会長が招集する。

(招 集)

第 22 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、開催 2 週間前までに会議の日時、場所、審議事項を記載した書面をもって会長が通知、招集する。

- 2 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第 23 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第24条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第25条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第11条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使と書面による議決権の行使)

第26条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって決議し、又は他の正会員を代理人として決議を委任することができる。

2 この場合、前25条の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 総会の議事については、法令に定めるところにより、議長が議事録を作成する。

2 議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、前項の議事録に記名押印する。

第7章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) この法人の業務執行の決定

- (3) 理事の職務の執行の監督
 - (4) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
 - (5) 事業計画及び収支予算の承認
- 2 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合にはあらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を要する。

(招 集)

第30条 理事会は、毎事業年度2回以上、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、開催日の1週間前までに、各理事及び監事に対して通知しなければならない。

(議 長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決 議)

- 第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規程にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第33条 理事会の議事については、法令に定めるところにより、議長が議事録を作成する。
- 2 出席した会長及び監事が、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 委 員 会

(委員会)

- 第34条 理事会は、この法人の目的事業を推進するために必要と認めるときは、その決議により委員会を設置することができる。
- 2 委員会の委員長は、正会員の中から理事会が選出し、会長が委嘱する。
 - 3 委員会の権限、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める委員会規程によるものとする。

第 9 章 事 務 局

(事務局)

- 第35条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く事ができる。
 - 3 事務局長等の重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
 - 4 前項以外の職員は、会長が任免する。
 - 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により、事務局規定に定める。

第10章 資産及び会計

(事業年度)

- 第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第37条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、行政庁に提出し、また主たる事業所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の計算書類等については、毎事業年度の経過後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。
 - 4 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、正会員名簿を主たる事業所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち

重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第39条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第4項第4号の書類に記載するものとする。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第42条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって、租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人等に贈与するものとする。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、東京都において発行する朝日新聞に掲載する方法による。

付 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及びの認定等

に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第35条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

- 3 この法人の最初の代表理事は、藤井隆太とする。
この法人の最初の業務執行理事は、末次大作とする。